

セゾンゴールドプレミアム(切替)特約

第1条(カード名称及び契約の成立)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するカードを、セゾンゴールドプレミアム(以下「本カード」という)と称します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約(ゴールドカードセゾンの特則含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(弁済金等及び融資金の支払方法等)

本カードについては、セゾンカード規約 ゴールドカードセゾンの特則第4条乃至第7条は適用されません。

第4条(特約の変更)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

セゾンゴールドプレミアム・アメリカン・ エクスプレス[®]・カード(切替)特約

第1条(カード名称及び契約の成立)

株式会社クレディセゾンが発行するカードを、セゾンゴールドプレミアム・アメリカン・エクスプレス[®]・カード(以下「本カード」という)と称します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード特則含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(融資金の支払方法等)

本カードについては、セゾンカード規約 セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条は適用されません。

第4条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。